

陳情第 3 号

養生所/(長崎)医学校等遺跡の
保存・保護・整備・公開に関する陳情書 VII

(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)

2018年(平成30年)2月27日 火曜日

長崎市議会議長 野口達也 様

要望者

〒852-8127

長崎県長崎市大手二丁目十七-四十六-一〇二

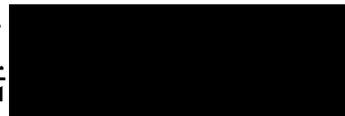
養生所を考える会 代表 池知和恭



議会事務局議事調査課



連絡先 電 話
携帯電話



養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情 VII
(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)

1. 要望

1. 私達は、長崎市に、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、当該遺跡が位置する佐古の丘がポンペ・ファン・メールデルフォールト氏が養生所の建設にあたってその建設場所について献策した「新鮮な空気が通る、清潔な水の豊富な小高い丘の上で、街の外であるが病人の運搬に便利な場所」との条件に一致する態様を具えていること、このポンペ氏が示した長崎での病院建設場所に示した条件は、当時の世界に於ける又は長崎に於ける諸状況の下に近代病院運営の体系/仕組(system)として提言されたと理解することより、現在、養生所/(長崎)医学校等遺跡の一带に、大規模な開発事業による大規模な破壊がなく、当時の状況を良く遺存する“佐古の丘の地形”を、ポンペの提言による安政四年(1857年)当時の長崎に於ける近代病院稼働の体系/仕組(system)及びその実体として、その全体を現状保存することを要望します。

2. 私達は、長崎市に、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、私達が過去の複数の陳情書と要望書で提示した“中核区域”“運用区域”“関連区域”について、養生所(病院、医学所)～精得館(医学所、病院、分析窮理所)～長崎府医学校(及び病院)以降第五高等学校医学部等分教場、梅毒病院～小島病院、施設敷地外周又は敷地内道路、へと連続して整備拡張する、又、各時期の医学校及び病院等の運営の体系/仕組(system)及びその実体又は痕跡及び当該地域に於ける社会資本体系/仕組(system)及びその実体及び痕跡として、幕末期から明治期に至る土木造成の体系/仕組(system)及びその実体又は痕跡として、その全体を現状保存することを要望します。

3. 私達は、長崎市に、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、“佐古の丘の地形”“中核区域”“運用区域”“関連区域”より構成される、と理解し認識することを要望します。

4. 私達は、長崎市に、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、私達が、その本源的価値(意義)は、医史学上、日本で最初の江戸期で唯一の明治期で東京医学校と並ぶ近代西洋医学による教育病院を附属して備える医学校として、又、明治期に整備される他の地域の医学校との比較の場合に、その存立や稼働、整備拡張発展、社会資本との関連の体系/仕組(system)及びその実体又は痕跡が、一つの“標準原器”として存在することにある、と理解し認識することを、同様に理解し認識することを要望します。

5. 私達は、長崎市に、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、当該遺跡を文化財であると認識することより、一部でも損壊や滅失によって失われるなどの被害を及ぼすような意図的措置をとらないことを要望します。

6. 私達は、長崎市に、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、未だ発掘調査その他の遺跡の実態確認の調査が行われていない“中核区域”の長崎の医学校区域と遺跡の施設敷地の外周道路及び敷地内道路の区域、“運用区域”“関連区域”“佐古の丘の地形”について、即ち遺跡全体の包括的な、体系/仕組(system)及びその実体又は痕跡に関わる発掘調査その他の実体及び実態の確認の調査を行うことを要望します。

7. 私達は、長崎市に、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、当該遺跡全体の包括的な体系/仕組(system)及びその実体又は痕跡に関わる発掘調査その他の実体及び痕跡及び実態の確認の調査を基盤に、当該遺跡の包括的な個別の遺跡の評価を形成し、又は、評価を修正し、当該遺跡の個別の遺跡の評価について、長崎の、日本の、世界の人々の共通認識を獲得する即ちより普遍的な当該遺跡の個別の遺跡の評価を形成し、又は、同人々が納得する、又今後のいかなる時代においても納得し得ると考え得る人類の本質に基づいた、より普遍的な当該遺跡の個別の遺跡の評価に到達する措置をとることを要望します。

8. 私達は、長崎市に、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、到達した、長崎の、日本の、世界の人々の共通認識を獲得する、今後のいかなる時代においても同人々が納得し得ると考え得る人類の本質に基づいた、より普遍的な当該遺跡の個別の遺跡の評価に遵って、当該遺跡の個別の遺跡の取扱いが検討され、決定されることを要望します。

9. 私達は、長崎市に、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、当該遺跡の体系/仕組(system)及びその実体と痕跡(遺跡の実態)を現状保存して遺跡の学術上価値を確保した上で、歴史上意義をより良く表象し、学術上意義を具体的に提示するために、私達が過去の複数の陳情書と要望書で提示した、当該遺跡の“中核区域”に於ける“土地の造形”について、世界遺産条約の履行に於いて例外的に正当化される憶測の余地のない再建を、実現することを要望します。

10. 私達は、長崎市に、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、以下の活用の措置を要望します。

(1) 当該遺跡の全域の公開

(2) ICT (Information Communication Technology) を活用した情報発信事業

当該遺跡に関わるICTを駆使した情報発信事業

① 当該遺跡一帯での携帯(mobile)端末への関係古写真/図面その他情報の発信

② 当該遺跡関連事象を中核とした仮想博物館の形成運営情報発信

③ その他

(3) 当該遺跡の範囲以外の地に於ける国立博物館の建設と運用

人類の歴史(生物学上の又知性(事象の抽象化—再構成—実現)の獲得に関する及び日本人とはなにかに関する)と自然科学を提示する国立博物館の建設と運用

(4) 世界と日本の博物館、図書館、美術館、公文書館等蓄積型都市施設、研究機関、その他の組織等と連携した研究、情報の形成と蓄積と発信、その他の行事の事業

11. 私達は、長崎市に、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、文化財保護法に規定する文化財である記念物と理解し認識し之を保存/継承し活用することを要望します。

[文化財保護法]

昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号

最終改正:平成二六年六月一三日法律第六九号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値が高いもの(これらと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)

二 ……省略……(以下「無形文化財」という。)

三 ……省略……(以下「民俗文化財」という。)

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、溪谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとつて学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(以下「文化的景観」という。)

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)

2、3項 省略

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第二章 削除

第三章 有形文化財

第一節 重要文化財 省略

第二節 登録有形文化財 省略

第三節 重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財 省略

第四章 無形文化財 省略

第五章 民俗文化財 省略

第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は…省略…

2項 省略

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には…省略…

2項 省略

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 省略

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第九十五条 省略

(遺跡の発見に関する届出、停止命令)

第九十六条 省略

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第九十七条 省略

(文化庁長官による発掘の施行)

第九十八条 省略

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 省略

…省略…

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

3、4、5、6項 省略

(仮指定)

第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会(当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。)は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2、3項 省略

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権、その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2、3項 省略

…省略…

(登録記念物)

第百三十二条 省略

…省略…

第八章 重要文化的景観

(重要文化的景観の選定)

第百三十四条 文部科学大臣は、都道府県又は市町村の申出に基づき、当該都道府県又は市町村が定める景観法(平成十六年法律第百号)第八条第二項第一号に規定する景観計画区域又は同法第六十一条第一項に規定する景観地区内にある文化的景観であって、文部科学省令で定める基準に照らして当該都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なものを重要文化的景観として選定することができる。

2項 省略

…省略…

第九章 伝統的建造物群保存地区

(伝統的建造物群保存地区)

第百四十二条 この章において「伝統的建造物群保存地区」とは、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、次条第一項又は第二項の定めるところにより市町村が定める地区をいう。

(伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護)

第百四十三条 市町村は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条又は第五条の二の規定により指定された都市計画区域又は準都市計画区域内においては、都市計画に伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、市町村は、条例で、当該地区の保存のため、政令の定める基準に従い必要な現状変更の規制について定めるほか、その保存のため必要な措置を定めるものとする。

2 市町村は、前項の都市計画区域又は準都市計画区域以外の区域においては、条例の定めるところにより、伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3、4、5項 省略

(重要伝統的建造物群保存地区の選定)

第百四十四条 文部科学大臣は、市町村の申出に基づき、伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部で我が国にとってその価値が特に高いものを、重要伝統的建造物群保存地区として選定することができる。

2項 省略

以下省略

12. 私達は、長崎市に、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、文化財保護法に記される以下の保存及び活用又は保護の措置がとられることを要望します。

(1)私達は、長崎市に、当該遺跡及びその範囲について、長崎市教育委員会が埋蔵文化財包蔵地として、これまでに行われた諸調査の成果に加え、今後、埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握を目的として行う分布調査、試掘、確認調査その他の調査の結果によってその所在と範囲を的確に把握し、長崎県教育委員会が、長崎市の教育委員会との間でその所在・範囲についての調整を行い、周知の埋蔵文化財包蔵地として決定し、長崎県遺跡地図に登載する措置を執ることを要望します。

(『埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について』平成十年九月二十九日
庁保記第七五号 文化庁次長から各都道府県教育委員会教育長あて通知)

(2)私達は、長崎市に、当該遺跡及びその範囲について、文化財保護法第百八十二条第二項の規定により、地方公共団体が指定して行う保存及び活用のために必要な措置をとるための措置をとることを要望します。

(3)私達は、長崎市に、当該遺跡及びその範囲について、文化財保護法第百九条の規定により、文部科学大臣が「史跡」に指定するための措置をとることを要望します。

(4)私達は、長崎市に、当該遺跡及びその範囲について、文化財保護法第百九条第二項の規定により、文部科学大臣が「特別史跡」に指定するための措置をとることを要望します。

(5)私達は、長崎市に、当該遺跡の江戸期の養生所の病院の建物の特徴ある礫と平石よりなる建物基礎とその特徴と関連し又は特徴を立証する江戸期及び明治期の関連遺構について、之を創造的建造物として、文化財保護法第二十七条に規定により、文部科学大臣が「重要文化財」に指定するための措置をとることを要望します。

13. 私達は、長崎市に、当該遺跡について、当該遺跡の範囲に包含される旧長崎市立佐古小学校地での同校施設解体工事及び長崎市立仁田佐古小学校施設整備建設及び旧長崎市立佐古小学校外周道路拡張工事で破壊された遺跡について、之を可及的に速やかに原状回復することを要望します。

14. 私達は、長崎市に、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、世界遺産条約の履行によって世界遺産一覧表に当該遺跡が記載される措置をとることを要望します。

(1) 当該遺跡単独で

① 当該遺跡が、日本の開国と近代国家/国民(民族)国家としての独立存続と自律的展開に関して、幕府の長崎海軍伝習等の政策が開国と近代国家の存続の基盤として之を導く体系的な“自然科学の取扱い:自然科学の探求と応用(有用性の活用)”の端緒であり、分析窮理所の設立によって之を表象すること、同時に、日本が伝統的に社会の構成員である個人に対して比較的平等な社会であり個人の自由を内包する社会であることを記念して表象し得ること、又、日本の開国と近代国家/国民(民族)国家としての独立存続と自律的展開をその由来によって記念して表象することによって

② 日本又は日本人が、西欧諸国の大航海時代に次ぐ植民地主義と帝国主義とによる資本主義の拡張期において日本の開国が西欧の人々から東西から進展した資本主義による“世界の一体化”の完成となる出来事と認識されると同時に、日本の開国と近代国家/国民(民族)国家としての存続と自律的展開によって、世界で初めて、人類の“個人の自由”と“自然科学の取扱い”が、西欧諸国の人々及び西欧諸国以外の人々を含む全ての人類にとって、普遍的であり得る可能性があることと立証したこと、日本の開国の後、アメリカではリンカーンが奴隷解放を宣言したこと、中国の清朝では、日本の開国と明治維新を認識しつつ、孫文・黄興・章炳麟等の中国革命運動により辛亥革命を経て中国で初めての共和政府を持つ中華民国が成立したこと、英領インドで民族運動がロシア帝国で人民革命が勃興、ほぼ同時期に大日本帝国は大韓帝国を併合し日中戦争と第二次世界大戦と太平洋戦争の後、世界で相次いで国民(民族)国家が成立し現在も修正し又成立しつつあること、現在私達は、国家の保護による“個人の自由”と“自然科学の取扱い”が、現在人類世界の全ての人類にとって普遍的であると考えられること、現在人類世界の全ての社会にとって普遍的基盤であると考えられること、現在の世界の社会は、人類の“個人の自由”と“自然科学の取扱い”が世界に広く敷衍した状況によって、国家と国境を超えて“自由な個人”が“自然科学の取扱い”を従えて広範に活動する社会と考えることができること(Globalization)、人類世界の社会が、歴史的に、人類の“個人の自由”と“自然科学の取扱い”及びその拡張によって人類にとっての利便と危機管理と経済を拡張し、又、現在も拡張しつつあると考えられること、以上の事象より、日本の開国と近代国家/国民(民族)国家としての存続と自律的展開が、人類の“個人の自由”と“自然科学の取扱い”及び近代以降の国民(民族)国家によるその保護又は自由な個人による国家と国境を越えた活動が人類に普遍的である端緒であることによって

③ 当該遺跡が、①及び②より、当該遺跡に係る人類の歴史上の活動が人類の“個人の自由”と“自然科学の取扱い”及び近代以降の国民(民族)国家によるその保護又は自由な個人による国家と国境を越えた活動が人類に普遍的である又は普遍的であると再発見される端緒であること、端緒であることにより、当該事象及びその普遍性(“世界モデル”又は“人類の在り方”)を記念して表象することによって

(2) 当該及び関連遺跡及び出島遺跡及び長崎奉行所立山役所及び岩原屋敷及び長崎奉行所西役所及び大波止及び台場及び陣屋等及び小曾根築地等遺跡と共に、(1)の意義を有する、日本開国と近代国家/国民(民族)国家としての独立存続と自律的展開の基盤の都市長崎の体系/仕組(system)及びその実体又は痕跡(遺跡)として

(3) 当該遺跡と出島遺跡と共に、(1)の意義及び日本とオランダ国との関係を基盤に

(4) 1-14-(1)又は(2)又は(3)を包括して

(5) 当該遺跡と出島遺跡、他のオランダ国と世界の地域との関係に於ける資産と共に

15. 私達は、長崎市に、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、文化庁によって文化庁の政策である「日本遺産」に認定される措置をとることを要望します。

(1)長崎の他の遺跡、国宝又は重要文化財又は史跡又は他の文化財と共に
例えば、“ローマ・カトリックによる城塞都市から豊臣秀吉による禁教、江戸幕府による鎖国と交易と情報と軍事の都市、そして、開国の母体/前線都市へ”として、ローマ・カトリックによる城塞/街建てと教会/医学の遺跡、禁教の遺跡、江戸期の遺跡、出島、台場、長崎海軍伝習遺跡(長崎奉行所西役所及び大波止遺跡)、開港の遺跡、当該遺跡等と

(2)長崎以外の地域の江戸期の蘭方/漢方医学、和の医学の遺跡、明治期の各地の医学校、梅毒病院等の遺跡、その他衛生行政に係る遺跡等と共に

16. 私達は、長崎市に、その文化財行政に於いて、以下の事項を要望します。

(1)私達は、長崎市に、文化財である遺跡又遺跡の要素について、人類にとっての抽象/具象概念を形成し(既存の抽象/具象概念に根拠を与え再現性を与え、新しい抽象/具象概念を抽出し又は形成する契機を与え又は新しい抽象/具象概念を抽出し又は形成する)又観念又印象を形成し、事象を記念して表象する遺跡の実体を現状保存し、遺跡の学術上価値を保存し継承することを要望します。

(2)私達は、長崎市に、文化財である遺跡について、個別の評価を形成し、個別の評価に遵った個別の遺跡の保存、調査、保護、整備、公開、活用を行うことを要望します。

(3)私達は、長崎市に、文化財である遺跡について、個別の評価を形成し、個別の遺跡の取扱いに於いて、系/体系/仕組(system)の認知と再現が重要であり不可欠であると認識するよう要望します。

(4)私達は、長崎市に、文化財である遺跡について、中でも長崎地域に関連する遺跡について、長崎の中世に於ける東アジア地域との関係に基づき、又、中世に於ける日本の国力の蓄積を背景に、九州/長崎地域に西欧諸国の人々が来訪し、大村純忠によって長崎がローマ・カトリックに貸与され、ローマ・カトリックによって小さな“城塞都市”が築城形成され、豊臣秀吉によって伴天連追放令が発せられ、徳川幕府によって“鎖国”体制の下に、交易と情報と防衛軍事の都市長崎として発展し、日本の開国の母体/前線都市(日本の近代国家/国民(民族)国家としての独立存続と近代国家としての“国のかたち”の形成と自律的展開の基盤を形成し提供しその後も継続して補助した都市)としての系/体系/仕組(system)及びその実体又は痕跡(遺跡)を、“都市遺跡”と認識して、同時に、現代に於いて形成される都市に併存する存在として、積極的に、系/体系/仕組(system)とその実態/証明として保存して継承し、現代に於ける役割即ち私達が過去を理解し望ましい現代と未来を形成する契機を与える、又は、「歩いて楽しく、刺激を受ける」、魅力的な地域/都市づくりの社会基盤/都市基盤としての体系/仕組(system)を以って、之を整備し、公開し、活用することを要望します。

II. 要望への留意点

1. 養生所/(長崎)医学校等遺跡の範囲について

私達は、当該遺跡の範囲について、下記(1)“佐古の丘の地形”(2)“中核区域”(3)“運用区域”(4)“関連区域”より構成され则认为します。

(1) 養生所/(長崎)医学校等遺跡が位置する“佐古の丘の地形”

[現在の西小島1丁目、西小島2丁目、稲田町、館内町、籠町、船大工町、寄合町の一帯]

・ポンペ・ファン・メールデルフォールト氏は、養生所の建設にあたってその建設場所について「新鮮な空気が通る、清潔な水の豊富な小高い丘の上で、街の外であるが病人の運搬に便利な場所」と献策しました。

・私達は、ポンペ氏の長崎での病院建設への献策は、当時の世界に於ける又は長崎に於ける諸状況の下に近代病院運営の体系/仕組(system)として提言されたと理解します。

・当該遺跡の立地は、ポンペ氏が示した献策に一致する態様を具えています。

・私達は、当該遺跡の立地である“佐古の丘の地形”を、当該近代病院の運営の体系/仕組(system)を具体化する実体として、当該遺跡の要素であり、当該遺跡の範囲と考えます。

・“佐古の丘の地形”は、大規模な開発事業による大規模な破壊がなく、当時の状況を良く遺存しています。

(2) 養生所/(長崎)医学校等遺跡の“中核区域”

[現在の旧長崎市立佐古小学校の敷地及び外周道路及びその南部の西小島2丁目の一角及び可能性として長崎市道稲田町6号線の北部でその西に隣接する稲田町の一部]

[長崎市西小島佐古16番、15番、14番、14番-2、17番-2、17番-4、18番-2、1106番、その外周道路(17番-3、18番-3を含む)、59番-2、59番-3、59番-4、可能性として長崎市稲田町44番の一帯]

・江戸期の養生所(病院、医学所)、精得館(医学所、病院、分析究理所)、明治期に入り長崎府医学校(及び病院)を経て第五高等中学校医学部とその分教場(第五高等学校医学部、長崎医学専門学校の時代を含む)、明治期の梅毒病院から昭和期の小島病院へと推移した建物敷地及び当該敷地に接する又は内包する当該施設に由来する道路。

・一帯の西部にヘールツの居宅である蓋然性が高い平屋建洋館を含み、一帯の東部の二階建洋館も医学校関係者の居宅である可能性があります。

・この状況は、遺跡の地上遺構、文献資料、複数の医学校の図面、複数の精得館から第五高等中学校医学部とその分教場、梅毒病院から小島病院の写真より理解できます。

・ヘールツの居宅については、Prof. Harmen Beukers が提示する De Bataafsc he Leeuw, Amsterdam, 1987—Teacher among the Japanese—Letter b y Dr. K. W. Gratama considering his stay in Japan 1866—1871—130p 1871—“Tuesday, May 11 及び a letter (by Escher) 23. 09. 1873 によりその蓋然性が高いと理解できます。

(3) 養生所/(長崎)医学校等遺跡の“運用区域”

[現在の稲田町の北部の館内町の東に隣接する一帯]

[長崎市稲田町39番、40番、41番、42番、43番、44番、45番、46番、47番、48番、49番]

- ・菜園と果樹園と初期の体操場とその付帯施設として運用されたと推測する一帯。
- ・この状況は、慶応年間の複数の精得館の写真、明治四年頃の医学校の写真、明治10～11年頃の医学校の写真より理解できます。

(4) 養生所/(長崎)医学校等遺跡の“関連区域”

[旧大徳寺境内(庫裏、参道を含む)、梅香崎天満宮と大楠神社及び大楠一帯]

[長崎市西小島町佐古1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、籠町の一部]

- ・振遠隊墳墓地、明治三年から明治四年英医ニュートンが梅毒病院を運営、エッシャーが自身の日記で一帯をスクールガーデンと言及、佐古招魂社(梅香崎墳墓地)、勅使坂、明治12年に大徳寺庫裏跡一帯に長崎病院が竣工(大正期に橋本大徳園として整備し公開)した区域。

・医学校関係者が一帯を親しむ様子は、Prof. Harmen Beukers が提示する *Diary of Escher* 及び *a letter (by Escher) 23. 09. 1873* により理解できます。

- ・古写真の大徳寺跡一帯の木陰に時期によりいくつかの洋館である可能性がある映像を確認できます。

これが洋館であれば医学校関係者の居宅である可能性があります。

2. 養生所/(長崎)医学校等遺跡の取扱いについて

(1) 養生所/(長崎)医学校等遺跡は、日本の近世後期の養生所から精得館を経て近代の長崎府医学校及び病院以降第五高等学校医学部分教場等、又、梅毒病院以降小島病院の遺跡であり、明治35年に大徳寺跡の長崎病院が山里浦上村へ移転した後、明治39年に旧医学校敷地に長崎市佐古尋常高等小学校が開校し、昭和28年に旧小島病院敷地が長崎市立立佐古小学校敷地として長崎市の所有となった経過が明らかであり、現在長崎市がその所在と範囲を確認し長崎県が周知の埋蔵文化財包蔵地と決定した範囲は、遺構としての第五高等学校医学部分教場及び小島病院までに形成された敷地と江戸期から近代かけて築造され改築改修された石垣と一部の現代に改変された敷地とその敷地の境界建造物により決定され、遺跡としての土地の造成(私達は“土地の造形”と記しています。切土と盛土、及び、平面と法面(石垣や土羽)と他の斜面)は、近代後期から現代中期にかけて、小学校運営のため一部に切土と盛土により改変を受けていますが、その経過が概略明らかであり、遺跡としての実態をよく留めています。

当該遺跡は、遺跡として存在する当初より、土地の造成と地上遺構によって地上に見えて明らかな遺跡であり、第一義において、文化財保護法第二条第四号に規定される文化財である「記念物」(遺跡)であり、当該記念物は、第二義において、文化財保護法第九十二条から第九十九条に規定される“土地に埋蔵されている文化財”即ち「埋蔵文化財」即ち埋蔵されている当該記念物を当該遺跡の範囲に包含し、同時に、特別な由来と特別な構造を有する江戸期の建物基礎を文化財保護法第二条第一号に規定される有形文化財として埋蔵文化財の状態当該遺跡の範囲に包含しています。

(2) 文化財保護法の規定における文化財である「記念物」(遺跡)の定義は“遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの”です。

複数の識者が、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、之を、文化財保護法の規定における文化財である「記念物」である、と明言しています。

私達は、長崎市が、当該遺跡の取扱いにおいて、未だ、当該遺跡の「記念物」としての“歴史上又は学術上価値”を明確にし、又、周知し、又、国民や長崎県民や長崎市民との間に共通認識を形成していない、と認識しています。

私達は、長崎市が、当該遺跡の取扱いにおいて、之を保存し活用し、又は、破壊する、遺跡に対する何らかの処分を決定する実績を形成していない、と認識しています。

私達は、平成八年から文化庁が実施した「近代遺跡の調査」における『近代遺跡調査実施要項』と長崎市の当該遺跡の取扱いの状況との比較の結果、長崎市は、当該遺跡について、『近代遺跡調査実施要項』の所在調査における調査項目 一分野、遺跡の名称 二所在地 三所有者 四年代 五遺跡の説明 六保存の状態 七管理の状況 八指定の有無 九遺跡の評価、及び、詳細調査の調査票に記述する、遺跡の立地、成立年代、歴史的変遷、遺跡の現況、保存修理の経緯、遺跡の文化財的価値、関連する古絵図、古写真、古文献の所在、調査・研究歴等、又、添附する資料 a 遺跡の現況写真一〇枚程度、関連する古絵図の写真・古写真一〇枚程度 b 遺跡についての調査報告書・研究論文等のリスト について、明確にできていない、と認識しています。

私達は、長崎市が、養生所/(長崎)医学校等遺跡の取扱いの基盤となる当該遺跡の“個別の遺跡の評価”に到達していない、と認識しています。

(3) 養生所/(長崎)医学校等遺跡は、第一義に「記念物」(遺跡)です。第二義に当該記念物の範囲に「埋蔵文化財」と「有形文化財」を包含しています。

当該遺跡の場合、「記念物」の破壊及び「埋蔵文化財」及び「有形文化財」の破壊は、どちらも即ち「記念物」の破壊です。

「記念物」が「埋蔵文化財」及び「有形文化財」を包含するからです。

私達は、当該遺跡について、「埋蔵文化財」に対する取扱い即ち文化財保護法第九十二条から第九十九条の規定で、当該「記念物」を破壊することはできない、と認識します。

私達は、当該遺跡について、「埋蔵文化財」に対する取扱い即ち文化財保護法第九十二条から第九十九条の規定で、当該「記念物」の一部を破壊することはできない、と認識します。

文化財はその一部でも破壊すれば、それは文化財の破壊です。

私達は、全体が一体の文化財について、全体の部分に対する規定や取扱いや検討や理解や認識で、全体の一部でも破壊されることがあってはならない、と考えます。

(私達は、長崎市が、文化財である「記念物」である養生所/(長崎)医学校等遺跡を「埋蔵文化財」に対する取扱いで破壊し、破壊しようとしていると認識しています。)

(4) 長崎市の理事者による養生所長崎/(長崎)医学校等遺跡の説明

2017年(平成30年)12月13日、長崎市の理事者は、長崎市議会11月定例会で同市議会の常任委員会である教育厚生員会の審査で、長崎市が同審査に提出した資料の通り、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、その一部分である「分析究理所」と「養生所」(養生所の病院から梅毒病院と小島病院の敷地のうち、現代の初期に隣接道路拡張の為に一部が切土されて当該道路に転用された土地の範囲を除く土地の範囲)の二つの区画しか説明しませんでした。

私達は、これは、とりもなおさず、長崎市が、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、その一部分である、当該教育厚生委員会で説明した部分しか、遺跡として認識していない、又は、遺跡として説明できない、との実態を明らかにした出来事である、と理解します。

私達は、長崎市が、養生所/(長崎)医学校等遺跡の取扱いの基盤となる当該遺跡の“個別の遺跡の評価”(全体について把握する)に到達していない、と認識しています。

(5)長崎市の養生所/(長崎)医学校等遺跡への認識と取扱いについて

私達は、長崎市が、養生所/(長崎)医学校等遺跡の認識と取扱い及びその過程において、文化財保護法に規定する、①(この法律の目的)第一条に規定する、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とし、②(文化財の定義)第二条この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値が高いもの(これらと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、溪谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとつて学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)、及び、(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)第九十二条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)・・・(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)第九十三条・・・貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)・・・、について、③(政府及び地方公共団体の任務)として第三条 政府及び地方公共団体〔一長崎市〕は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努め、(国民、所有者の心構)として第四条第二項 文化財の所有者その他の関係者〔一長崎市や長崎市教育委員会や長崎市文化財審議会等〕は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めた、又は努めつつあり、よって、具現している、と認識することはできません。

私達は、長崎市が、養生所/(長崎)医学校等遺跡の取扱いの基盤となる当該遺跡の歴史上価値又は芸術上価値又は学術上価値又は遺跡としての実態や形成時期や他の性格等を他の事象との比較と共に明確に認識し自覚し、即ち“個別の遺跡の評価”に到達し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めることを、周到の注意をもって徹底して努めた、又は努めつつあり、よって、具現している、と認識することはできません。

(6)すべからく日本の国民は、何人も以下の措置と行動を経ずに、当該又その他の遺跡又はその一部が、国宝又は重要文化財、登録有形文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物の仮指定、登録記念物、重要文化的景観、伝統的建造物群保存地区、重要伝統的建造物群保存地区、にならない、と断ずることはできません。

②文部科学大臣は、国宝又は重要文化財の指定及びその指定の解除、登録有形文化財の登録及びその登録の抹消(第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。)、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除、史跡名勝天然記念物の仮指定の解除、登録記念物の登録及びその登録の抹消(第百三十三条で準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。)、重要文化的景観の選定及びその解除、重要伝統的建造物群保存地区の選定及びその選定の解除について、あらかじめ、文化審議会に諮問します。

(文化財保護法第二十七条、第二十九条、第五十七条、第五十九条、第九十九条、第一百二十二条、第百三十二条、第百三十三条、第百三十四条、第百三十五条、第百四十四条、第百四十五条、第百五十三条の一、二、七、八、九、十、十一)

都道府県の教育委員会(当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会、第百三十三条を除き、以下この章において同じ。)は史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

(文化財保護法第百十条)

市町村は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条又は第五条の二の規定によりしていされた都市計画区域又は準都市計画区域内においては、都市計画に伝統的建造物群保存地区を定めることができる。

市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域以外の区域においては、条例の定めるところにより、伝統的建造物群保存地区を定めることができる。

(文化財保護法第百四十三条)

③日本の国民は、文化財保護法は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とすることを知り、政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない、又、国民、所有者の心得として、文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない、又、政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない(文化財保護法第一条、第三条、第四条)ため、全ての日本国民は、II-(6)-②の実現についても、少なくとも信義において、文化財への認識と自覚により、周到の注意をもって徹底して努め、誠実に協力し、関係者の所有権その他の財産権を尊重しつつ、公共のために大切に保存し、これを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

(過去の長崎市立仁田佐古小学校建設懇話会において、長崎市の理事者が、出席した委員の質問に対し、当該遺跡が「文部科学大臣が指定する史跡等にならない」と断言して回答し、“絶対にならないとの印象を受けた”出席者がいる、と聞きます。)

3. 長崎市立仁田佐古小学校の取扱いについて

(1) 長崎市立仁田佐古小学校の用地の候補について

長崎市立仁田佐古小学校の建設/運営用地の決定の検討は、長崎市及び旧長崎市立佐古小学校と旧長崎市立仁田小学校の両校区地域共に、当時の長崎市立佐古小学校地、長崎市立仁田小学校地、その他の土地の候補のうちどこに決定するかを前提にその検討が始まりました。

この事は、私達が申請して情報公開制度により公開された佐古小学校・仁田小学校統廃合検討協議会の会議録他の同用地決定の経過の公文書により確認できます。

(2) 長崎市立仁田佐古小学校の用地選定と

『小学校施設整備指針 平成28年3月 文部科学省大臣官房文教施設企画部』

私達は、長崎市の、長崎市立仁田佐古小学校の用地選定におけるその旧長崎市立佐古小学校地への決定は、『小学校施設整備指針 平成28年3月 文部科学省大臣官房文教施設企画部』の【本指針を活用するに当たっての留意事項】に“整備指針の表現”として記される「～重要である。」「～望ましい。」「～有効である。」に照らして、旧長崎市立佐古小学校地の小学校用地としての在り様と旧長崎市立仁田小学校地の小学校用地としての在り様を比較した場合し、当該『小学校施設整備指針』に方向として、逆行して反している、と理解します。

私達は、火災・地震等の災害の発生に対応する地形/立地上の限界への認識と安全性と弾力性の確保、児童が疲労を感じない程度の通学距離や通学環境の確保、校区に対する学校所在の相対的位置、学童の分布や員数に対応した学校所在地の配置、現在の準幹線道路への隣接及び自動車交通の到達性の利便、将来の都市計画や地域への公共交通導入による利便の改善効果、将来に亘る学童の学童生活への家族の支援上の利便、将来に亘る学校施設の複合化等地域の生涯学習やまちづくりの核としての役割上の立地の適性、住宅密集地における大規模な避難所及び緊急避難場所としてのかけがえのなさや避難の際のお年寄りに少しでも負担の少ない移動の容易さ、歴史的当該地造成の建築上の適性、周辺斜面地への建築上の適性、地盤の建築上の適性、土壤汚染又は土壌汚染の可能性の有無、長崎市が推進する当該遺跡の顕在化又は観光/交流の産業化と小学校の“併存”による学童の学校生活上の安全の不確実性の明らかな増大等に着目します。

(3) 私達は、旧長崎市立佐古小学校の小さな丘の先端頂上部である立地について、江戸期の土地造成による周辺余地のない小さな平坦地へまだ耐性の小さな小学生のを大人数を収容する公共施設/義務教育施設/公共施設である小学校施設の用地とすることについて、車両進入路が実質、丘陵馬の背の一本しかなく敷地外周道路袋小路を形成しており、幅員2～3mの道路を4～5mに拡幅しても、地形上の限界を免れず、根本的な解決とならず、小学校施設の火災・地震等の大規模災害に対して、災害規模に応じた弾力的な対応に支障をきたし、安全性に欠陥があり、現代の視点から、小学校用地に適さないと考えます。

(4)私達は、旧長崎市立佐古小学校地の地盤の確認調査により、予定していなかった杭基礎の必要が明らかとなり、約170,000千円の追加費用が発生することに対し、旧長崎市立仁田小学校地の地盤の確認調査を実施し、合理的客観的経済的に両候補地の実態把握と比較の下に用地選定を見直すべきだ、と考えています。

(長崎市は未だに旧長崎市立仁田小学校地の地盤の確認調査を実施していません)

(5)私達は、旧長崎市立佐古小学校地について、92年に亘り医学校又は病院と梅毒病院として運用されたことより、全期を通じて梅毒治療薬として当該地で粉末を水溶液その他に処方して使用した水銀化合物又は砒素化合物による土壤汚染がある可能性を指摘してきました。

2017年(平成29年)2月20日付け私達の『長崎市小島の養生所/(長崎)医学校の遺跡の土壤汚染に関わる見解と要望の書』について、長崎市は「土壤汚染の調査命令が出される可能性は基本的にはない。したがって、法的な調査義務はない。」と回答しました。

私達は、その後、土壤汚染対策法(平成十四年五月二十九日法律第五十三号)第四条第五条について、都道府県知事(長崎市)による対象地を方眼に区画して試料を採取して行う同法第三条「土壤汚染状況調査」の命令の発出の契機を否定できないと申し入れてきました。

2017年(平成29年)夏から秋にかけて、長崎市は旧長崎市立佐古小学校地のうち、分析究理所跡付近で1カ所、養生所の病院から梅毒病院から小島病院の跡地で4カ所試料を採取して自主調査し、私達が長崎市議会議長に2017年(平成29年)12月1日金曜日に提出した『養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情書VI(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)』についての同市議会の教育厚生委員会での審査で「いずれも基準値を超える特定有害物質は検出されず、土壤汚染が存在するおそれがない土地に該当するとの調査結果が出ている。」との見解を示しています。

私達は、同法第三条「土壤汚染状況調査」又は同法第十四条第三項で事後に「土壤汚染状況調査」とみなす調査によらなければ、その土地に土壤汚染のおそれがないとは言えない、と考えます。

(6)長崎市立仁田佐古小学校の用地選定と

『平成23年度 第1回 長崎市立小中学校適正配置検討会議』の協議録

平成29年11月(2017年)議会教育厚生委員会追加資料として『平成23年度 第1回長崎市立小中学校適正配置検討会議』の協議録が当該委員会の審議に提出されました。

当該会議では、議題として「Dブロック佐古小・仁田小統合計画(案)について」が協議されています。

議事進行は、佐古小に新設校を設置する案を第一候補として提示し、両行又はその統合校の運営に直接的具体的な指摘がほとんどない中、「平成14年頃、仁田小校舎とグラウンドとの間の市道を拡幅してほしいとの要望があったが、地権者の反対でストップしたことがある。バスを通してほしいとの声もあった。敷地の使い勝手から言えば佐古の方だろう。」(土木部長)、「佐古小に新設校を設置する方がいい。仁田小跡地は、道路拡幅のための移転交渉の代替地や公共用地としても使える。」(建築部長)との具体的な指摘がなされています。

結果としては、「今後、地元へは、2つの案を提示したうえで、市としては佐古小に統合新設校を設置する案をもって地元との協議に臨むことで委員の了解を得た。」と結ばれています。

今後の検討課題として、「統合校が、仁田小に建設できない理由の整理。」「バス通学の検討(現状4キロ以上の縛りあり)。」と記されています。

(7)2017年(平成29年)9月29日金曜日の『第6回長崎市立仁田佐古小学校校舎等建設計画地域懇話会』では、当該懇話会として初めて、長崎市の理事者より、旧長崎市立佐古小学校跡地利用の案が地域長崎市民に提示されました。

旧長崎市立仁田小学校の校舎敷へ隣接する長崎市立仁田保育所を移転、旧長崎市立仁田小学校の運動場東端部を運動場東に隣接する長崎市道中小島5号線の拡幅の用地とし、へ隣接する長崎市立仁田保育所を移転、旧長崎市立仁田小学校の運動場を長崎市立仁田佐古小学校区内の近隣の都市計画線稲田町十人町線の敷設計画の立退きの代替地とするの三点です。

私達は、2017年(平成29年)9月29日金曜日の『第6回長崎市立仁田佐古小学校校舎等建設計画地域懇話会』での旧長崎市立仁田小学校の跡地利用の説明より、『平成23年度 第1回 長崎市立小中学校適正配置検討会議』での小学校運営上の見解ではなく、跡地活用上の見解が、その後の旧長崎市立佐古小学校と旧長崎市立仁田小学校の統廃合の動向を誘導した可能性が否定できない、と感じています。

(8)長崎市立仁田佐古小学校を旧長崎市立仁田小学校地に運用すれば、同校地は、準幹線道路に隣接して、現状で大型車両が到達できるので、生活上学校建設上共に又現状将来共に大規模な道路拡幅工事は不要です。

(9)旧長崎市立佐古小学校地の同校地を削減して行う外周道路拡幅工事は、全体で約120,000千円の予算が成立しています。

当該外周道路は、佐古の丘の頂部を取り囲む道路である為、外縁部の隣接地との落差が大きく又密集した敷地にいっぱい住宅が建設されており、空き地となった住宅地数件分が集合駐車場として利用されていますが、幅員2~3mの道路が4~5mに拡張されても、現在自宅に駐車場を設置する計画を有する住宅はほぼないと推測できます。また現状では集合駐車場を拡張することは難しいと推測できます。

外周道路は、許可車両に通行が規制されていますが、その3/4以上が幅員1.8mを確保できているので普通車の通行が可能です。

当該道路を長崎市立仁田佐古小学校の用役に供する目的/予定はありません。

旧長崎市立佐古小学校地まで、唯一の進入道路が、工事のため大型車両が到達できる臨時の拡幅が完了しているので、救急車の用務には現状で対応できています。

私達は、消防車両については、密集する地区の状況より、之に頼りすぎず、例えば、消火栓を増設し、地区に自走式の消防ポンプを常備するなど、代替案を提案しています。

私達は、約120,000千円で外周道路を拡幅しても、実質的な地区の利便の向上はほとんどなく、個別の受益者もほとんどない、と推測しています。

私達は、道路に隣接して居住する方々から、「ここは風が強い、壁が遠くなるとなお風が吹き抜ける、家の前をバイクが通ってもビクツとする、車で通る人たちは私達のことは考えないだろう、道が広くなるのは、いやだ、住めなくなってみんないなくなるよ」「道はこのままでよい」「道はいらない」「えっ、ここは遺跡ですか、そうでしょうなにかあると思ってました、道を広げるより遺跡の保存でしょう、30年後の人が何と言うかだ、道は長崎はどこもこんなで、これは長崎規格だからこれでよい、えっ、遺跡保存は難しい、難しいことをしないとだめですよ」と、話を聞いています。

(10)私達は、長崎市立仁田佐古小学校の運営と養生所/(長崎)医学校等遺跡の活用について、それぞれ別の土地に分離して行われるべきである、と考えます。

(長崎市が推進する、養生所/(長崎)医学校等遺跡地に包含される旧長崎市立佐古小学校地での長崎市立仁田佐古小学校運営と一般公開する一部顕在化する当該遺跡の遺構及び関連展示施設の“併存”は、即ち、学校教育の現場と遺跡の見学及び遺構の観覧の“併存”であり、世界中からの多様な不時不特定多数の見学者/観覧者の来訪により、当該学童の学校生活上の安全に対する不確実性を従来と比較して明らかに増大すると理解します。

・私達は、日本の経済の発展期(1970年代)から安定期(1990年代)にかけて、幼稚園/小学校及びその近傍への来訪者による誘拐事件や傷害事件等を多数経験し、全国的に地域ぐるみの学童の学校生活上の安全性の維持/向上に取り組んできた、と理解しています。

・私達は、長崎市が推進する長崎市立仁田佐古小学校の運営と養生所/(長崎)医学校等遺跡の活用の“併存”は、長年の日本の全国的な地域ぐるみの学童の学校生活上の安全性の維持/向上への取組みと努力に逆行する、と理解します。

・私達は、学校教育の現場と“観光”又は現在の長崎市の推進する“交流の産業化”は可及的に分離されるべきである、と理解します。

・私達は、学童の学校生活上の安全の維持/向上は、各地域間の単純な比較によって考察されるよりも、地区の歴史的経過や実態や環境や各校の校風や学童の気質を基盤に、その“変化”を中心に考察されるべきである、と考えます。

・私達は、状況の“変化”が事態の“変動”をもたらすと理解します。

・私達は、学童の学校生活上の安全の維持/向上について、広い視野を保持しつつも、その地区その地区の個別の状況についてのその都度の最善の選択が、より広い地域の安定した学童の学校生活上の安全の維持/向上の実態を形成し、その好循環を形成すると理解します。

・私達は、学童の学校生活上の安全の維持/向上は、幼稚園や小学校その他の学校の運営において、最も優先してその措置を実施されるべき事項の一つである、と理解しています。)

(11)私達は、旧長崎市立仁田小学校は、その大型施設と運動場により随一の“地域の代替のない「避難所」又は「緊急避難場所」の役割”を担ってきたと考えます。

長崎市が推進する旧長崎市立佐古小学校への長崎市立仁田佐古小学校建設と旧長崎市立仁田小学校跡地の住宅地と道路と長崎市立保育所の移設の計画により、“地域の代替のない「避難所」又は「緊急避難場所」の役割”が消失します。

(地域の地形は、山稜地帯の標高55m程の末端に位置し、旧長崎市立仁田小学校を底地とする掘鉢型の盆地を形成しています。

一帯は、旧長崎市立仁田小学校を取り囲む急斜面地に住宅が密集しています。

2018年(平成30年)9月29日金曜日長崎市は、第6回の長崎市立仁田佐古小学校に関わる懇話会等で、委員等長崎市民に、旧長崎市立佐古小学校の跡地利用の案について、隣接する長崎市立仁田保育所の移設用地及び地区道路拡張用地及び長崎市都市計画道路稲田町十人町線敷設に係る立退住宅等への代替用地としての取扱いの計画が初めて総合的に説明されました。

当該の長崎市の計画では、従来、旧長崎市立仁田小学校等が担ってきた、文部科学省大臣官房文教施設企画部が作成する『小学校施設整備指針』(平成28年3月25日改訂)で「はじめに」にも記載されて、又、第一章総則第一節学校施設整備の基本方針第3項に“地域住民にとって最も身近な公共施設として”の学校施設の役割の一つとして重視されている「避難所」又は「緊急避難場所」(避難所等)の役割が消失します。

地域の「避難所」又は「緊急避難場所」はどこに設定されるのでしょうか。

急斜面地に住宅が密集する一帯には、代替となる大型施設や空隙をなす平坦地はありません。

新しく計画されている長崎市立仁田佐古小学校(旧長崎市立佐古小学校地)へは、一帯の住民は斜面を下って旧長崎市立仁田小学校区域に到達し、さらに300m程の一本道を標高20m程くだらなければならず、道程が不便で緊急時には混雑する上、お年寄りにとっては著しく肉体的精神的負担が増大すると容易に推察できます。)

4. 文化財である養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存/公開/活用と開発行為である長崎市立仁田佐古小学校の建設/運営との調整について

(1)文化財保護法について

①文化財保護法は、公益のために、所有権を制限する法律と考えられています。

②一方、文化財保護法は、

・第一章 総則において

(国民、所有者の心構)

第四条 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

・「史跡名勝天然記念物」の指定/仮指定「特別史跡名勝天然記念物」の指定につき
(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権、その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

・「重要文化的景観」の選定につき
(他の公益との調整)

第百四十一条 文部科学大臣は、第百三十四条第一項の規定による選定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整及び農林水産業その他の地域における産業との調和に留意しなければならない。

・「埋蔵文化財」の取扱いにつき要約すると

国の機関等(国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの)以外の者が、埋蔵文化財の調査のため発掘する場合、必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができ、土地の所有者又は占有者として出土品の出土等により遺跡を発見した場合、調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならず、文化庁長官は、調査を行う必要があると認めるときは、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができ、文化庁長官又は地方公共団体は、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができ、土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘する場合、文化庁長官に届け出、文化庁長官は、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができ(文化財保護法第九十二条、第九十六条、第九十八条、第九十九条、第九十三条)、国の機関等(国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの)が、埋蔵文化財の調査のため発掘する場合、必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができ、土地の所有者又は占有者として出土品の出土等により遺跡を発見した場合、調査に当た

つて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならず、文化庁長官は、調査を行う必要があると認めるときは、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができ協議でき、又は、勧告をすることができ、文化庁長官又は地方公共団体は、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができ、土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘する場合、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならず、文化庁長官は、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができ協議でき、又は、勧告をすることができる(文化財保護法第九十二条、第九十七条、第九十八条、第九十九条、第九十四条)。

と規定しています。

(2) 公有財産について

地方自治法 昭和22年4月17日法律第67号

...

(公有財産の範囲及び分類)

第二百三十八条

1. この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの(基金に属するものを除く。)

一 二 三 四 五 六 七 八 省略

2項 省略

3. 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

4. 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

...

(行政財産の管理及び処分)

第二百三十八条の四

1. 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲渡し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2、3、4、5、6、7、8、9項 省略

(普通財産の管理及び処分)

第二百三十八条の五

1. 普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲渡し、出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。

2. 普通財産である土地(その土地の定着物を含む。)は、当該普通地方公共団体を受益者として政令で定める信託の目的により、これを信託することができる。

3、4、5、6、7、8、9項 省略

...

・一般に公有財産のうち

行政財産には、私権を設定できません。普通財産には、私権を設定できます。

(3) 市有財産について

長崎市有財産規則 昭和39年4月1日規則第28号

第1章 総則

(趣旨)

第1条本市の市有財産の取得、管理及び処分については、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(範囲)

第2条この規則において市有財産とは、本市の所有に属する財産のうち地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第238条第1項に掲げるもの(基金に属するものを除く。)をいう。

(分類)

第3条 市有財産は、行政財産と普通財産とに分類する。

2 行政財産とは、市において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう。

3 普通財産とは、行政財産以外の一切の市有財産をいう。

(普通財産への編入)

第4条行政財産の用途又は目的を廃止したときは、これを普通財産に編入する。

(教育財産の引継ぎ)

第5条教育委員会は、学校その他の教育機関の用に供する行政財産(以下「教育財産」という。)の用途を廃止したときは、直ちに市長に引き継がなければならない。

(市長への協議)

第6条教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。

(1)教育財産の用途を変更しようとするとき。

(2)教育財産をその用途又は目的を妨げない限度において異例に属する使用を許可しようとするとき。

...

・旧長崎市立佐古小学校地(長崎市立仁田佐古小学校の予定地)等の長崎市の学校用地は、「教育財産」としての行政財産です。

・公有財産の行政財産である旧長崎市立佐古小学校地(長崎市立仁田佐古小学校の予定地)には、私権を設定できません。

(5)文化財である記念物(遺跡)の保存/活用と行政財産である小学校地の観点による養生所/(長崎)医学校等遺跡の取扱いについて

当該遺跡の旧長崎市立佐古小学校地は行政財産であるため私権が設定できません。当該遺跡の取扱いについて、現在、文部科学大臣が「史跡」に指定する取扱いはなされていないので、文部科学大臣が「史跡」に指定するに当たって、特に行われる、関係者の所有権、鉱業権、その他の財産権を尊重と、国土の開発その他の公益との調整への留意の規定は範囲外です。

文化財保護法に規定される「記念物」である当該遺跡の取扱いに当たって、長崎市の行政財産である旧長崎市立佐古小学校地に私権が設定できず、当該土地への長崎市立仁田佐古小学校の建設と運営は国土開発とは考えられず、当該土地の取扱いにおいて、文化財保護法上、文化財保護法第四条の規定によって関係者の所有権を尊重し、第百十一条の規定によって特に関係者の所有権、鉱業権、を尊重し、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない事象は存在せず、一般に、財産権は損失の補償によって代替される可能性も考えられ、文化財保護法によって「記念物」である当該遺跡が保存され活用されなければなりません。

私達は、長崎市が、文化財保護法第百八十二条第二項と長崎市文化財保護条例の規定によって、当該遺跡の一部の範囲を「長崎市指定文化財」に指定した際には、長崎市文化財保護条例第三条の規定によって、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意したと推察します。

私達は、当該遺跡の範囲内に存する当該長崎市指定文化財(史跡)の範囲における長崎市立仁田佐古小学校の体育館棟や当該遺跡関連の展示施設の建設で、明らかに、記念物である養生所/(長崎)医学校等遺跡が破壊されると理解します。

私達は、長崎市が、文化財保護法第百八十二条第二項 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる、との規定による長崎市文化財保護条例の定めるところにより長崎市教育委員会が本市の区域内に存する文化財のうち重要なものを指定してその保存及び活用のため必要な措置を講ずるとして長崎市文化財審議会に諮問して指定した「長崎市指定文化財」について、これを、一部でも破壊してはならない、と考えます。

(6) “記録保存”と“移設(保存)”について

複数の識者が「“記録保存”と“移設(保存)”の実態は遺跡の破壊である。」と明言しています。

(7) “史跡”指定について

複数の識者が、“史跡”指定について、「文部科学大臣が指定する“史跡”であれ、地方公共団体で指定する“史跡”であれ、“史跡”指定して、(すぐに)その範囲に開発行為を行うなど、災害時に於ける人命の優先などは考えられるが、普通は考えられない。」との旨、明言又は指摘しています。

(8) 養生所/(長崎)医学校等遺跡と長崎市立仁田佐古小学校施設建設等について

私達は、養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存/継承(当該の要望書Ⅶ等)と当該遺跡の範囲内に於ける旧長崎市立佐古小学校地への長崎市立仁田佐古小学校施設整備建設と旧長崎市立佐古小学校地外周道路拡幅建設は両立しない、と明らかに認識します。なぜならば、養生所/(長崎)医学校等遺跡の範囲内に於ける旧長崎市立佐古小学校地への長崎市立仁田佐古小学校施設整備建設と旧長崎市立佐古小学校地外周道路拡幅建設によって、当該遺跡が明らかに破壊されるからです。

私達は、Ⅱ-3-(1)に於ける、長崎市立仁田佐古小学校の建設用地の決定の三つの候補地及びその他の可能性のある用地のうち、旧長崎市立佐古小学校地以外、養生所/(長崎)医学校等遺跡の範囲外の用地を長崎市立仁田佐古小学校の用地と定めその施設整備建設を行い、(旧長崎市立佐古小学校地への)長崎市立仁田佐古小学校施設整備建設の“付帯事項”(当該小学校建設の協議会の議事録にて長崎市の関係者がそう表現しています)とされる旧長崎市立佐古小学校地外周道路拡幅建設を廃止するよう要望します。

(9)遺跡の存在と自然/歴史/社会事象と遺跡の保存/活用の関係について

遺跡は、地上にその造形を存して見えている場合は、保存され易いと推測できます。
遺跡は、地下にその造形を埋蔵して見えない場合は、保存され難いと推測できます。

遺跡は、その土地が他の用途に使用されず、又は、使用の予定がないときは、保存され易いと推測できます。

遺跡は、その土地が他の用途に使用され、又は、使用の予定があるときは、保存され難いと推測できます。

遺跡は、人々の生活より相対的に、先に、確認されて存する場合は、保存され易いと推測できます。

遺跡は、人々の生活より相対的に、後に、確認されて存する場合は、保存され難いと推測できます。

遺跡は、その存在を知る人々が、継続して、遺跡の周辺に、生活している場合は、保存され易いと推測できます。

遺跡は、その存在を知る人々が、遺跡の周辺から遠ざかり、又は、その存在を知らない人々が、遺跡の周辺に新しい生活を始めれば、保存され難いと推測できます。

私達は、遺跡の保存と活用について、遺跡の存在と、例示した様な、自然現象や人々の生活の連続や変化等の自然/歴史/社会事象との相対的な関係によって、遺跡の保存と活用に対する難易が生起し得る、と考えます。

私達は、この様な様々な、遺跡保存と活用への難易を補って、遺跡を保存し活用し継承することが、行政の、なかでも、文化財行政の役割である、と考えます。

5. 旧長崎市立佐古小学校への長崎市立仁田佐古小学校の用地選定と文化財保護法に規定する文化財である「記念物」である養生所/(長崎)医学校等遺跡の破壊について

私達は、長崎市が計画して推進する旧長崎市立佐古小学校への長崎市立仁田佐古小学校の用地選定と文化財保護法に規定する文化財である「記念物」である養生所/(長崎)医学校等遺跡の破壊が行政裁量権の逸脱である可能性を否定できないと認識します。

行政事件訴訟法 昭和三十七年五月十六日法律第百三十九号

...

第30条 行政庁の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があった場合に限り、裁判所は、その処分を取り消すことができる。

...

Ⅲ. 添附資料

1. 『養生所/(長崎)医学校等遺跡の範囲』
2018年(平成30年)2月27日 火曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
2. 『養生所/(長崎)医学校等遺跡の範囲の概念図』
2017年(平成29年)7月9日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
改訂1:2017年(平成29年)7月23日
3. 『“Geerts’ house”と“schoolgarden”について
— Prof. Harmen Beukers の提示 —
養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)について』
2017年(平成29年)7月25日 火曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
4. 『養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する要望書 Ⅲ
(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)
の提出等についての記者会見を実施したお知らせ』
2018年(平成30年)2月5日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
5. 『養生所/(長崎)医学校等遺跡についての記者会見』
[養生所(病院及び医学所)-精徳館(病院及び医学所及び分析研究所)-長崎府医学校(及び病院)とその後の整備発展及び梅毒病院とその後の推移]』
2018年(平成30年)2月5日 月曜日 16:00より 於 長崎市役所 市政記者室
養生所を考える会 代表 池知和恭
6. 『参考新聞記事の紹介【養生所/(長崎)医学校等遺跡に関連して】』
2018年(平成30年)2月27日 火曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
7. 『文化財保護法と文化財行政』(改訂2)
2017年(平成29年)3月10日 火曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
改訂2:2018年(平成30年)2月27日 火曜日
8. 『世界遺産条約履行のための作業指針の抜粋と養生所/(長崎)医学校等遺跡
二項対照表』(改訂1版)
2017年(平成29年)5月27日 土曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
改訂1版:2018年(平成30年)1月3日 水曜日
9. 『参考文献及び資料の一覧』(改訂2)
2016年(平成28年)11月30日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
改訂2:2017年(平成29年)9月3日 日曜日

IV. 参考資料

1. 『小学校施設整備指針』

平成28年3月

文部科学省大臣官房文教施設企画部

2. 『長崎市歴史文化基本構想』

平成27年3月

長崎市 / 平成25年に着手（『保存活用(管理)計画』は未策定）

以上